

- ▶ 原子力規制委員会と内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）に設置するとともに、現地オフサイトセンターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。
- ▶ 島根県は県庁内に対策会議を、鳥取県も県庁内に災害警戒本部を設置する。松江市は市役所内に原子力事故対策会議を設置し、他の関係市も連絡体制の確立等必要な体制をとる。
- ▶ 島根県、鳥取県は、県モニタリング本部構成機関に対して出動の指示又は要請を行うとともに、県モニタリング本部を設置し平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。

国
(原子力事故
警戒本部)



施設敷地緊急事態時の応急体制

- 国は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を官邸に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を現地オフサイトセンターに設置するとともに関係省庁事故対策連絡会議をERCに設置する。
- 島根県、鳥取県及び関係6市は、災害対策本部を設置するとともに、第1次災害体制をとる。
- 国は、地方公共団体の協力を得て、緊急時モニタリングセンター（Emergency Radiological Monitoring Center以下「EMC」）を立ち上げ、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応を行う。

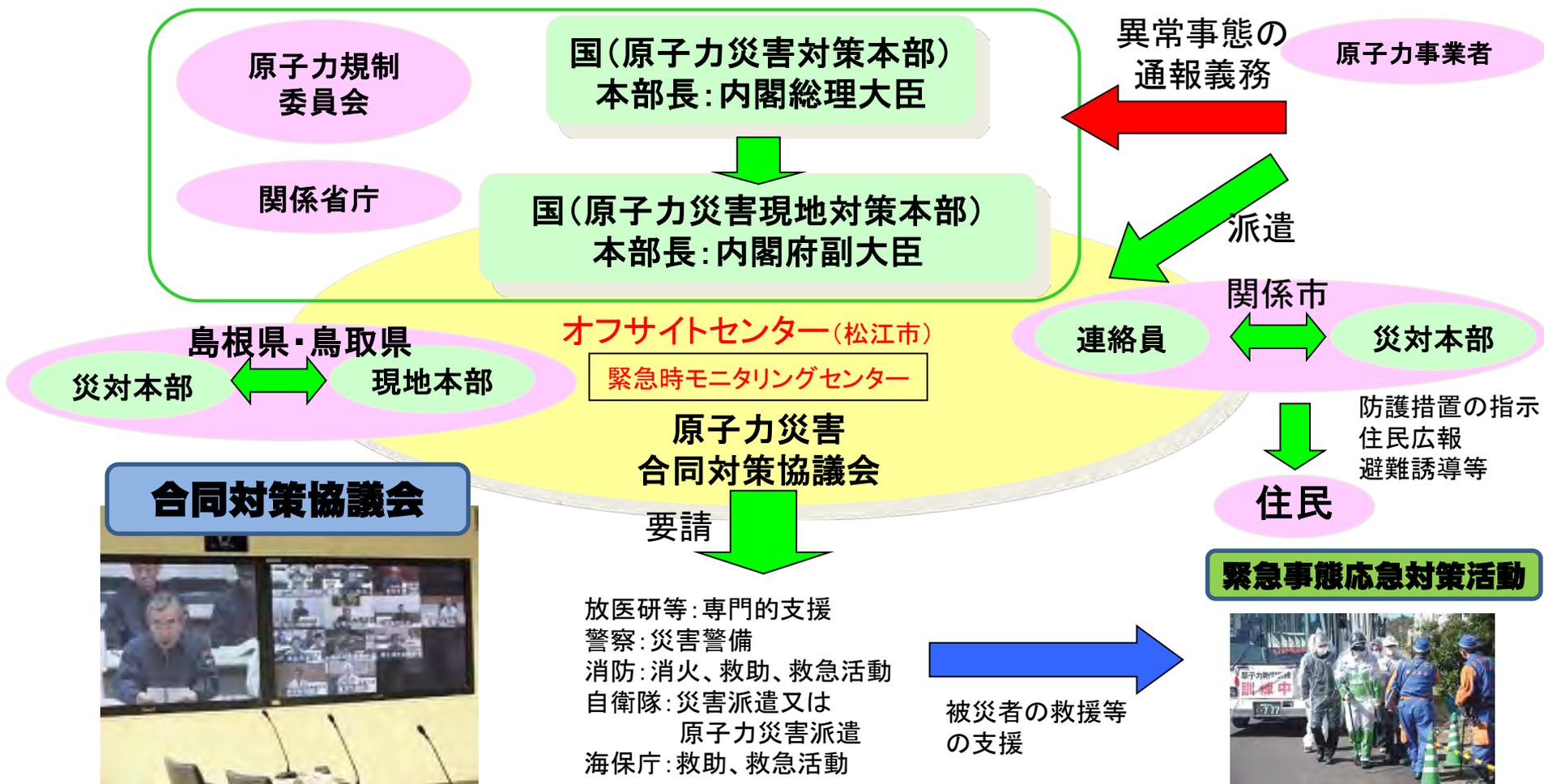


国
(原子力事故対策本部)



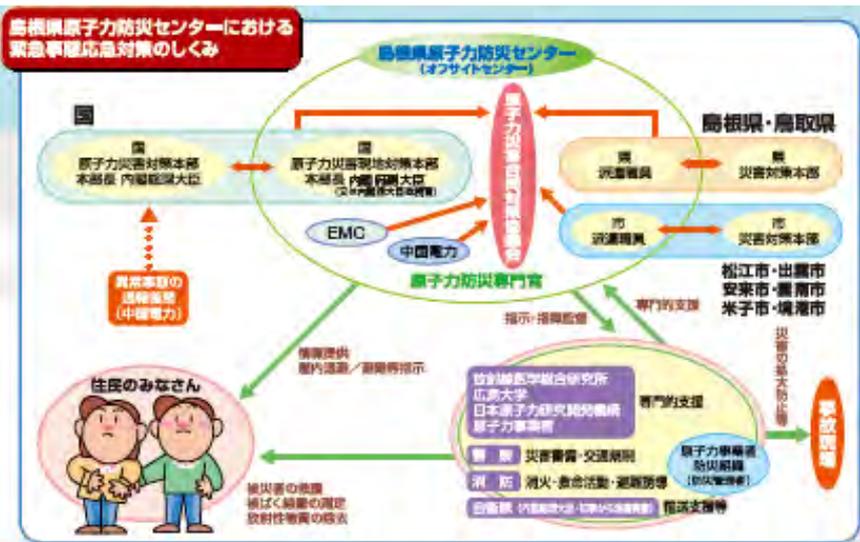
全面緊急事態時以降の応急体制

- ▶ 国は、官邸に原子力災害対策本部を設置する。また、島根オフサイトセンターに原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」）を置く。現地対策本部は、原子力災害合同対策協議会を組織する。
- ▶ 島根県、鳥取県及び関係6市は、災害対策本部を設置するとともに、第2次災害体制をとる。
- ▶ 緊急時モニタリング体制については、施設敷地緊急事態における体制と同様の体制を継続する。

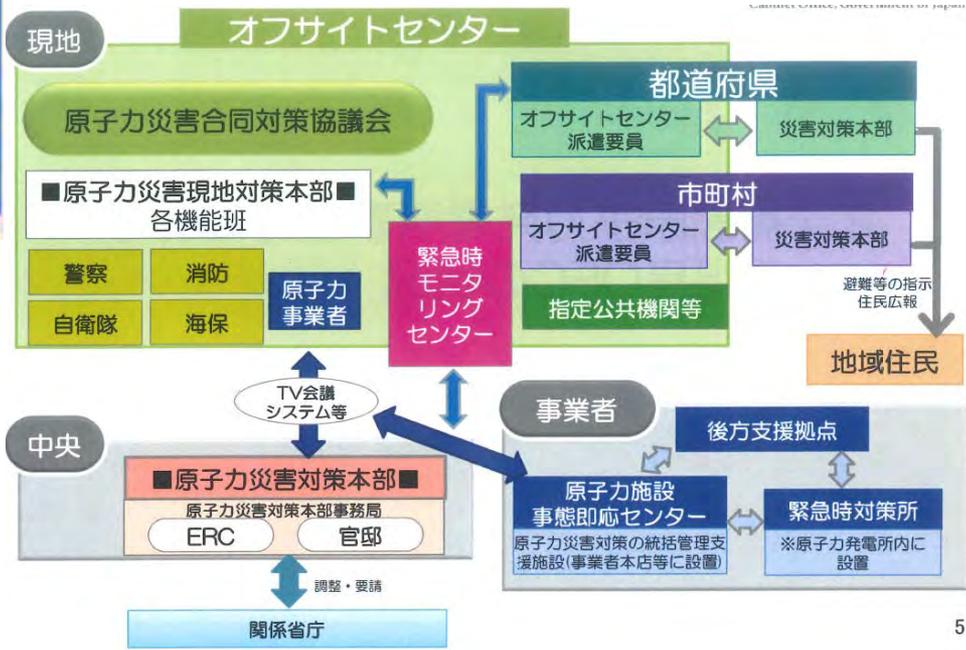


オフサイトセンター

- ▶ 原子力災害発生時に国、地方公共団体等の防災機関、原子力事業者及び原子力に関する専門家などの関係者が一堂に会して情報を共有し、共通の認識をもって対応するための施設として、「緊急時応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」）を法に基づき設置することとなっており、島根県では、県庁の敷地内に「島根県原子力防災センター」を設置し、オフサイトセンターとして指定を受けている。
- ▶ 無停電電源装置、自家用発電機を設置（7日分の電源を確保する計画）。
- ▶ 仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。



仮置き



原子力災害合同対策協議会

- 施設敷地緊急事態において、内閣府及び原子力規制委員会は、オフサイトセンターに、2県6市等との情報共有や対応準備等のため現地事故対策連絡会議を開催する。
- 原子力緊急事態宣言発出後、国、2県6市等で島根オフサイトセンターに、原子力災害合同対策協議会を組織し、関係機関の情報共有、各機関が実施する応急対策の確認、各機関の業務の調整、対応方針の決定事項の各機関への連絡等を行う。

仮置き



- ▶ オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター（島根県出雲合同庁舎）は、平成25年度に、施設の陽圧化、気密性の向上、入退室管理など放射線防護対策工事を実施。
- ▶ 島根県庁、県原子力環境センター及び松江市役所は、平成26年度に、施設の陽圧化や空調設備の整備など放射線防護対策工事を実施。
- ▶ 島根県警察本部においても、同様の工事を施工中。

島根原子力発電所からオフサイトセンター、島根県庁、原子力環境C
及び松江市役所までの距離を示す地図



島根オフサイトセンター
(発電所からの距離約8.5km)



非常時外気取り入れユニット

- 県庁、市役所の所在地が避難区域に指定された場合、行政機能は、住民等の避難を優先した上であらかじめ定めた退避先へ退避する。
- 退避後も継続する必要がある業務については、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、退避先において継続して実施する。

放射性物質放出後、オフサイトセンターをはじめ、県庁、市役所等の行政機関の立地場所が避難区域に指定された場合の対応を検討する必要がある。

各市の検討状況を要確認(境港市役所は、鳥取県庁舎へ移転することが決定済)。状況によっては、記載することを要検討。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員をオフサイトセンター及び島根県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

未確認



他の地方公共団体からの応援計画

▶ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、島根県及び鳥取県に対する関係地方公共団体からの支援策として、5つの応援協定等を締結。

㉗ 原子力災害時等における広域避難に関する協定（平成26年5月28日）

- 【対象】**
広島県・岡山県
- 【応援内容】**
- ① 避難者の受入れ
 - ② 避難所等の開設、運営体制移行するまでの避難所等の運営及び避難者の誘導等
 - ③ 避難所等の運営等に必要となる人員及び物資の確保
 - ④ スクリーニング等の実施
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

㉘ 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

- 【対象】**
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）
- 【応援内容】**
- ① 職員の派遣
 - ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③ 避難施設及び住宅の提供
 - ④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ⑤ 医療支援
 - ⑥ その他応援のため必要な事項

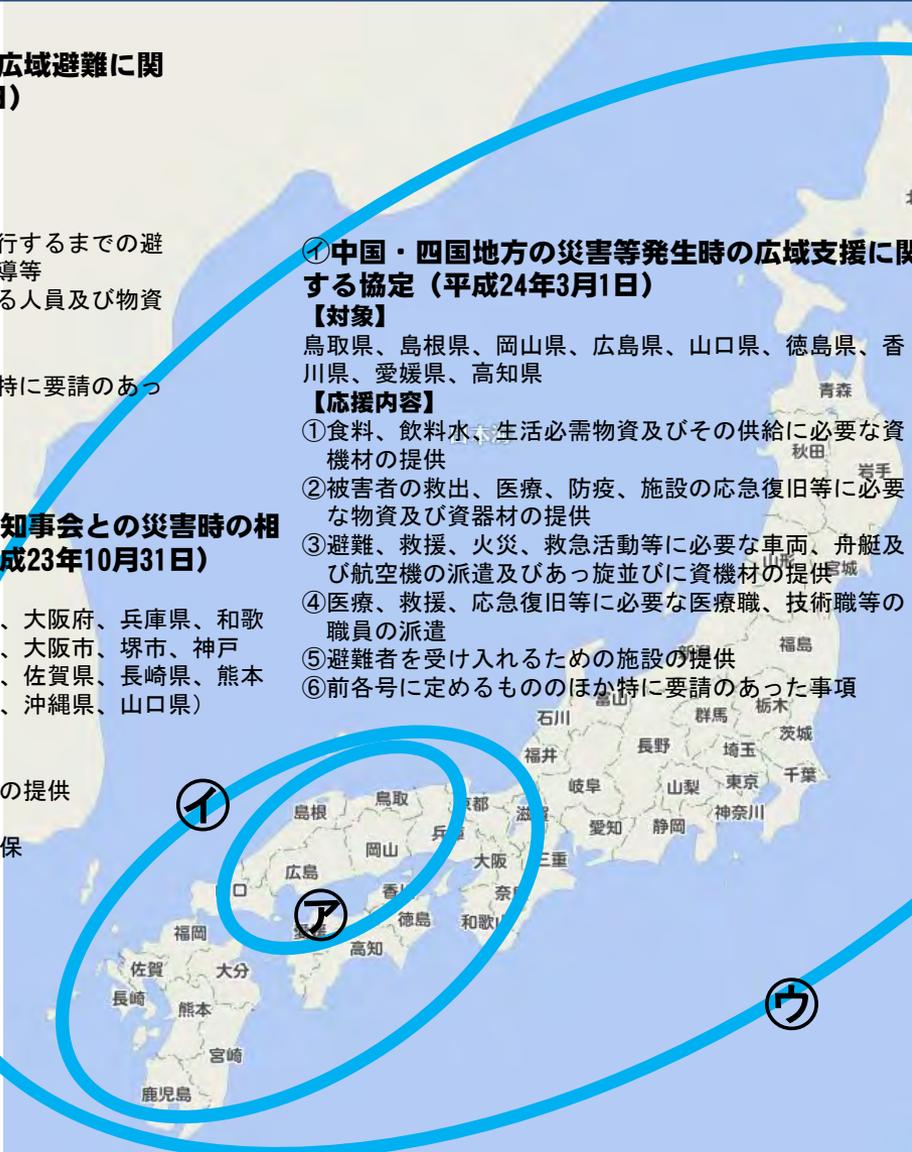
㉙ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

- 【対象】**
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 【応援内容】**
- ① 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
 - ② 被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要物資及び資器材の提供
 - ③ 避難、救援、火災、救急活動等に必要車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
 - ④ 医療、救援、応急復旧等に必要医療職、技術職等の職員の派遣
 - ⑤ 避難者を受け入れるための施設の提供
 - ⑥ 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㉚ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

- 【応援内容】**
- ① 人的支援及び斡旋
 - ・ 救助及び応急復旧等に必要要員
 - ・ 避難所の運営支援に必要な要員
 - ・ 支援物資の管理等に必要要員
 - ・ 行政機能の補完に必要な要員
 - ・ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
 - ② 物的支援及び斡旋
 - ・ 食料、飲料水及びその他生活必需物資
 - ・ 応急復旧に必要な資機材及び物資
 - ・ 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等
 - ③ 施設又は業務の提供及び斡旋
 - ・ ヘリコプターによる情報収集
 - ・ 傷病者の受入れのための医療機関
 - ・ 被災者を一時収容するための施設
 - ・ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - ・ 仮設住宅用地
 - ・ 輸送路の確保並びに物資調達及び輸送調整の支援
 - ④ その他特に要請のあったもの
- ㉛ 原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

- 【対象】**
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
- 【応援内容】**
- ① 原子力防災資機材の提供
 - ・ 緊急時モニタリング資機材
 - ・ 原子力防災活動資機材
 - ・ 緊急時医療資機材
 - ② 職員の派遣
 - ・ 緊急時モニタリング関係職員
 - ・ 緊急時医療関係職員
 - ・ その他災害対策関係職員



5. 住民等への情報伝達体制

<対応のポイント>

正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。情報伝達に当たっては、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。